－今号の目次－

* 令和３年度　保育関係第１次補正予算案が閣議決定される（厚生労働省、内閣府） 1
* 「こども政策の推進に係る有識者会議」報告書が取りまとめられる ３

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　令和３年度　保育関係第１次補正予算案が閣議決定される（厚生労働省、内閣府）**

11月26日、令和3年度 第1次補正予算案が閣議決定されました。

厚生労働省全体としては、8兆9,733億円が追加で計上され、医療提供体制の確保や雇用調整助成金、雇用保険財政の安定など、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」（8兆1,832億円）が大半を占めています。内閣府（9兆8,414億円が追加で計上）においても、厚生労働省同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が大半を占めています。

厚生労働省 保育関係 第1次補正予算案としては、主に4点が挙げられています（下記および別添参照）。「経済対策」で打ち出された来年2月からの賃金引上げ分については、内閣府の補正予算案に計上されています。

内閣府においては、来年2月からの賃上げ分について、「未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」のうち、「分配戦略」として、「教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ」として、899億円を計上しています。

厚生労働省補正予算案の詳細は、別添資料「令和3年度 保育関係第1次補正予算案の概要」および下記をご確認ください。

・保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援（厚生労働省/スライド1）

→「職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）」および「マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入費等」として、113億円が計上されています。

→「かかり増し経費」の具体的な内容として、「職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日出勤手当等の割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金」が挙げられています。

→補助基準額は1施設当たりの定員により、30～50万円まで定められ、補助割合は、国1/2、市区町村等1/2となっています。

・保育の受け皿整備等（厚生労働省/スライド2）

→「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を促進するための保育所等の整備に要する費用等として、509億円が計上されています。

→そのうち、「保育所等における感染症対策のための改修整備等」として、「トイレ・調理場の乾式化や非接触型の蛇口の設置などの、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修等にかかる費用」の補助が挙げられています。

→上記については、「保育所等整備交付金」において「大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）」が新規で追加され（事業費300万円以上のものを対象）、「保育環境改善等事業」として「感染症対策のための改修や必要な設備の整備等（簡易なものを対象（補助基準額：1,029千円））」が新規で追加されています。

→「保育所等整備交付金」については、「新子育て安心プラン」に参加する等、一定の要件を満たす場合には、令和4年度予算概算要求と同じく、国の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）が行われます。

・教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ（内閣府/P11）

→「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する」として、899億円が計上されています。

→「他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める」との注釈も示されています。

厚生労働省、内閣府の補正予算（案）は下記ホームページに掲載されている資料をご確認ください。

■厚生労働省ホームページ　令和3年度補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21hosei/>

■内閣府ホームページ　令和3年度補正予算案の概要

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/r03/yosan\_r3\_hosei.pdf

**◆ 「こども政策の推進に係る有識者会議」報告書が取りまとめられる**

「こども庁」創設に向け、子ども政策の基本理念についての協議を行ってきた「こども政策の推進に係る有識者会議」（座長：清家篤 全社協会長）は、令和3年11月29日に報告書を公表するとともに、岸田総理に提出しました。

報告書では、「今こそ、こども政策を強力に推進することによって、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりのこどものwell-beingを高めることによって、社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である」とし、「こども政策を、政府の最重要課題として協力に推進すべきである」としています。

そのために、今後のこども政策の基本理念として、「こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」を行い、「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」が重要としています。

今後取り組むべきこども政策の1つとして、「就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上」が挙げられています。具体的には、「就学前教育・保育施設における教育・保育の質の向上」、「認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等活用した、在宅の3歳未満児に対する支援の充実」、「人口減少の本格化に向けた地域における幼児教育・保育の在り方の検討」、「特別な配慮が必要なこどもを取り残さないための支援の充実」などが必要としています。

そのうえで、政策を進めるにあたっては、「こどもに関するすべての政策の基盤となる『子ども基本法（仮称）』の制定」や「こどもに関する政策を監視・評価し、関係省庁に対して必要な勧告を行うことができるような機能」の検討、「政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、更に安定的な財源を確保し、思い切った財源投入を行うとともに、十分な人員体制を確保することが必要不可欠」としています。

政府は報告書を踏まえ、「こども庁」の創設に向けて、年内に基本方針を取りまとめる予定です。

報告書の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣官房ホームページ > 各種本部・会議等の活動情報 > こども政策の推進に係る有識者会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\_seisaku\_yushiki/pdf/211129\_hokokusho.pdf